クーリングシェルター募集

**熱中症対策に取り組む民間施設を募集します**

気候変動適応法の改正により、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村が指定できるようになりました。橿原市では熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、一部の市の施設のほか、民間施設をクーリングシェルターとして指定する計画です。

この度、橿原市と共に熱中症対策に取り組み、クーリングシェルターを設置する橿原市内の施設を募集します。

**クーリングシェルターとは**

熱中症特別警戒情報が発令された場合に、冷房のあるところで休息できる施設です。橿原市が指定するに当たり、下記指定条件があります。

（熱中症特別警戒情報：重大な健康被害が生じる恐れのある熱中症警戒情報より一段上の情報）

**クーリングシェルター指定条件**

1. クーリングシェルター開放部分の冷房設備の管理ができること
2. 市内に所在する施設で、熱中症特別警戒情報が奈良県に発表された場合に、速やかに開放できること。
   * 施設内では、自由に出入り可能な開放された場所が望まれますが、指定条件ではありません。
   * 1段低い熱中症警戒情報の発令時の開放は、貴施設の判断に委ねます。
3. 環境省の「熱中症予防情報サイト」において積極的に情報を把握すること
4. 暑さを避けるために避難する市民が椅子またはソファ等で休息ができること。

（椅子・ソファ等は既設品の利用が可能です）

1. 暑さを避けるために避難する市民が持参する、熱中症予防のための飲料摂取ができること

※シェルターを利用する市民へのご対応は、貴施設でお願いします

**クーリングシェルター運用期間**

熱中症特別警戒情報運用期間で、奈良県に「熱中症特別警戒情報」が発表されたとき

（4月第４水曜日から10月第４水曜日まで）

**問い合わせ先**　　橿原市健康スポーツ部 健康増進課　℡0744-22-8331

クーリングシェルターの申請後は

　施設の確認後、市と施設管理者で「橿原市指定暑熱避難施設に関する協定書」を

締結し、市ホームページに掲載します